

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和6年5月2日 開会時間・午前・午後10時58分 閉会時間・午前・午後11時42分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 川柳 雅裕 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	○安否確認訓練について ○意見箱の設置に関する要綱について ○広報広聴委員会に関する申し合わせ事項について ○その他	

【開会＝午前 10 時 58 分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

では傍聴を許可します。それではまず安否確認訓練について、議会運営委員会より報告願います。

後藤國弘議会運営委員長

議会運営委員会から 2 月 9 日に実施しました市議会安否確認訓練について、その総括案をまとめましたので、ご報告をいたします。手元の検討事項記入シートをご覧ください。

シートでは 3 項目について全議員から自己評価をいただき、ご意見等を委員会としてまとめたものです。結果として、議会基本条例の達成状況の課題認識、基本条例の趣旨認識、災害発生時のとるべき行動認識、全てにおいて達成率が 6 割を超え、おおむね良い評価をいただけたと思っております。この案でご了解をいただきましたら、訓練実施結果として今後ホームページで公表したいと思っておりますので、よろしく願います。

また、こうした訓練を継続的に実施していくべきというご意見も多く、今年度も訓練を続けていけたらと考えておりますので、よろしく願います。

また、これは協議事項ではありませんが、議会運営委員会では池田市と美咲町のハラスメント防止条例について視察をいたしましたので、委員会で協議し、方向性としてはハラスメント防止条例の制定に向けて、今年度は研修会等を開催していくとの結論となりましたことを議長に報告させていただきました。

藤川議長

ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

(質問なし)

藤川議長

ないようでしたら、ただいま委員長から報告がありました、訓練についてですね、Jアラート訓練につきましては年 4 回実施されております。羽島市議会でも、それに合わせて安否確認訓練を引き続き実施していきたいと考えて

おりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして「意見箱の設置に関する要綱について」と「広報広聴委員会に関する申し合わせ事項について」議題といたします。まずは広報広聴委員会より報告願ひます。

野口広報広聴委員長

広報広聴委員会から2点ご報告をさせていただきます。

1点目は、お手元にあります「羽島市議会意見箱の設置に関する要綱案」を委員会で協議し、作成しましたのでご報告いたします。

この要綱案は、市民の多様な意見の議会活動への反映や広聴機能の充実強化を図るため、定めるものです。意見箱は今も事務局執務室前に設置してありますが、意見の提出方法や、意見に対する回答基準、意見への対応協議など意見に対する取り扱いを明文化するとともに、設置場所に市議会ホームページを加えたものです。

この要綱案についてご了解がいただけましたら、所定の手続きを行い、告示してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に「羽島市議会広報広聴委員会に関する申し合わせ事項案」こちらも委員会で協議を重ね、作成したものです。

これは羽島市議会広報広聴委員会に関する規程第8条に基づき、必要な事項を定めた申し合わせで、議会だよりの編集事務の補佐の定めや委員会の校正、議長の承認を定めたもので、議会広報紙に関する事項を定めたものです。

この申し合わせ事項案についてご了解いただけましたら、申し合わせ事項に追加したいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

藤川議長

ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

南谷清司議員

いくつかあるんですが、羽島市議会意見箱の設置に関する要綱案なんですけれど、前の運用に関する申し合わせが要綱に格上げされるということで、趣旨はほとんど同じです。なので何も問題はないとは思ひんですが、第5条で電子メールアドレスが新たに入ってるんですが、メールで来るときは電子メールアドレスが欲しいんだろうと思ひますけれど、手で書かれるときに、電子メールアドレスを持っていない方って結構いらっしゃるような気がするんですけれど、電子メールアドレスの記入を求めて、電子メールアドレスが書いてない場合には回答しないことがあると、運用としては厳しいかなということも1点目は思ひたりをします。

2点目ですけれど、第7条で提出された意見について広報広聴委員会で対応を協議し、議長へ報告するものとするところがあるんですがこの対応ってというのは何を指しているんですかというのが2点目です。

3点目が、申し合わせのときには原則として回答するというポジションだったと思うんですが、第8条でちょっと後退をして、「必要に応じて回答を送付する」という形になっているので、ちょっと後退しているんですが、申し合わせにも「必要に応じて」が入っていたので、「必要に応じて」をどこにつけるかというテクニカルな問題だったのかなとは思いますが、やはり原則として回答するという点はそのまま堅持したほうがいいのではないのでしょうかという、これは3点目です。

最後、ここまで要綱をはっきりさせるなら、回答責任者は誰なんだと、誰の権限で回答するんだという回答内容に対する最終的な決定権、これは誰にあるんだということも明示しておいたほうがいいんじゃないかなという、この4点になります。

藤川議長

ただいまのご意見、ご指摘についてですけれども、4点いただきました。1点ずつ、皆さんからご意見いただけたらと思いますが、広報広聴委員会から何かございますか。

(広報広聴委員会の意見なし)

藤川議長

多分委員会では、そこまでの話になっていないところもあったと思うので、この際皆さんからご意見を伺えたらと思うんですけど。

まず1点目は、電子メールアドレスをお持ちでない方が、例えば手書きで窓口で出した場合どうしましょうかというようなお話でした。委員会の中では回答等について、意見が出たらその都度、このケースはこう対応するっていうような話で、都度対応っていうような意見が出ておったと思うんですけど、今のご指摘について、こうしたらいいんじゃないかといったようなご意見がありますでしょうか。

野口議員

確かに電子メールアドレスがない人じゃどうするんだという意見が委員会であったので、先ほど議長言われたとおり、その都度対応で、回答しなければならないものであって、そのときに電子メール書いてあったら回答しやすいかなと思ったりしたんですが。

南谷清司議員	<p>その都度対応で別に問題ないとは思いますが、要綱へ格上げして、第5条に「次に掲げる事項を記載または入力しなければならない」とまで書いてしまっていますので、ちょっと表現が厳しいんです。ですからこの電子メールアドレスを要綱から外して、書式の中にはメールアドレスを残しておく。そうすればある人は書いてくれるし、ない人は書かないし、その程度でもいいのかなと思ったりするんですけどね。</p>
藤川議長	<p>今（４）の電子メールを外してはというご提案がございました。ただ電子メールアドレスで回答が欲しい方も多分いらっしゃるので記入欄は残しておけばということ。</p>
堀議員	<p>（３）の電話番号のところを、電話番号またはメールアドレスとしておけばいいのでは。</p>
佐藤議員	<p>電話番号とか電子メールアドレスっていうのをお持ちの方もそうでない方もいらっしゃるものですから、電話がない方とかいないわけではないので、氏名と住所だけが入力しなければいけない事項とすべきじゃないかと思いました。</p>
藤川議長	<p>今、３つの案が出ておまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（４）の電子メールアドレスを削除する</li> <li>2.（３）の電話番号の後にまたはメールアドレスとする</li> <li>3.（３）と（４）を削除する</li> </ol> <p>という案が出ております。いかがいたしましょうか。 この際、皆さんからご意見を伺って決をとりたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>（異議なし）</p>
藤川議長	<p>それでは1. の案に賛成の方</p> <p>（挙手少数）</p> <p>それでは2. の案に賛成の方</p> <p>（挙手多数）</p> <p>それでは3. の案に賛成の方</p>

藤川議長	<p>(挙手少数)</p> <p>それでは、2. の挙手多数により (3) を「電話番号またはメールアドレス」と記載を改めることとなりました。</p> <p>次に先ほど南谷清司議員からご指摘をいただきました2点目、対応とは何かですね。これについてはいただいたご意見に対する対応とか、回答するのかもしれないのか、回答するとしてどのような回答をするのか、あるいはいただいたご意見を踏まえて、例えば、総務委員会に話を持っていくのか、とかそういうどう対応するのかって全般的な話だと思いますけれども、広報広聴委員会から補足はございますか。</p> <p>(広報広聴委員会の補足なし)</p>
藤川議長	南谷清司議員、よろしいですか。
南谷清司議員	回答するかしないか。回答するとしたら、どういう回答するかと。そういうことなんですか。
藤川議長	意見の内容にもよると思いますが、いただいたご意見に対してどう対応するか、要は対応しないというのも一つの選択肢でありますし、どう取り扱うかというのがこの対応という言葉の意味であるという。
南谷清司議員	それで結構です。それで協議し、議長に報告するということですね。
藤川議長	<p>そうですね。そう書いてありますね。</p> <p>そして第8条について、原則回答するというところが必要に応じて回答を送付するというように・・・</p>
南谷清司議員	第8条なんですけど、「必要に応じて」をどこにつけるかだけなんですけど、前の運用では「市議会ホームページ等で公表するもの」のところの前に「必要に応じて」がついていたんです。これは一番前に「必要に応じて」がついてしまったので。「議長は意見およびこれに係る議会の対応について提出者に回答等を送付するとともに、必要に応じて市議会ホームページ等で公表するものとする」というのが申し合わせの流れだったんです。

藤川議長	<p>第8条の必要に応じてという言葉の位置について、ニュアンスが変わってしまうんじゃないかというご指摘ですが、これについても、これについて何かご意見等ございますか。</p>
豊島議員	<p>南谷清司議員とは少し観点違うと思うんですが、私もこのところでお聞きしたかったですけど、まだこれ全体を見たのが先ほどで、質問ですのですいません。</p> <p>いろいろな市民とか、ここへお越しになった方またメールとかのご意見、これについての回答は一般的な社会でも、市に関わることでは市民病院なんか大変たくさんご意見が貼り出されておまして、その回答をきちんと掲示されております。それから、民間ですとスーパーとか時間がある時に見させていただいておりますが、批判も含めて回答をきちんとされておる。</p> <p>そういうことから、必要に応じての軸のことじゃなくて、必要に応じて掲示、回答、仮にご本人だけでなく一般的な公表をしないというのもあるということになってくるわけですが、極力、情報公開の時代、しておくべきでないかと思って少し観点違いますけど、第8条についてはもう少し前向きに、回答できないならできないで結構ですから、それはしていくべきでないかという意見です。</p>
南谷清司議員	<p>ちょっと誤解があるかもしれませんがもう一度話させてください。私は原則回答すべきだと思うんです。行政機関であり、ましてや市民の負託を受けている議会という存在ですので、原則回答すべきなんだと。ただ回答の内容は、これはちょっとこの質問には答えかねますという回答もあるわけで、答えられないという回答をきちっとすべきなのが大原則だろうと思っています。ですから先ほどの対応と回答は違うわけで。ですから回答については原則回答、だから「必要に応じて」は後ろに回して、ホームページに公表するのは「必要に応じて」あるけれど、回答は全てしますよと。ただ、ご納得いただける回答かどうか分かりませんが、というそういう話でお話をしました。</p>
佐藤議員	<p>今ご意見あった件についてですが、ものすごく大量に同じ意見を何度も送られるようなケースも想定されますのでやはり必要に応じて検討できる余地はあったほうがいいのかなというふうに思いました。</p>
川柳議員	<p>議会が一つ一つの意見に全て対応することは、僕はすべきじゃないと思うし、やっぱり市民と議会の間で共有す</p>

	<p>べき意見があったらこれは取り上げて、皆で一回、回答することを考えて返していけばいいと思うんで。</p> <p>例えば急に、ロシアが何とかってという意見が来たってこちらは関係ないんだからそんなこと。だから私達は市民のためになる意見だけを取り上げて、そこからそれを揉んでいけばいいと思いますから、全部相手にする必要はないと思います。</p>
藤川議長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
藤川議長	<p>今、いろんなご意見ございました。まず二つご意見ありまして一つは「必要に応じて」の位置ですね、原則全てに対応していくのかということ。それともう一つは意見への回答等を公表するかどうかということですね。</p> <p>まず1点目の「必要に応じて」の位置、原則回答するのか、あるいは内容によって回答するのか、あるいはしない場合もあるのかという、そういったようなところでありますけれども、これについては皆さんご意見ないようでしたら採決をとりたいと思います。</p> <p>選択肢は二つですので、原案のとおりとするか、もしくは「必要に応じて」の位置を後段にずらす。南谷清司議員、後ろにずらすという考え方でよろしいですか。</p>
南谷清司議員	<p>文章上はそうですね。</p>
藤川議長	<p>市ホームページ等の前に「必要に応じて」をもってくるというこの二つの案ですね。</p>
山田議員	<p>「必要に応じて」、その判断は誰がするんですかね。</p>
藤川議長	<p>対応については委員会・・・</p>
山田議員	<p>広報広聴委員会がすべて対応するのね。それならもう一つ。例えば、書いた人そのものが回答はらないという選択肢もあるわな。</p>
藤川議長	<p>その点も踏まえて必要に応じての対応になるということ。必要に応じてという言葉は必ず必要になると。</p>
山田議員	<p>必要はいいけど、回答を求めているということについて</p>

	<p>も、必要に応じてその人にこっちから言えないことはもう言わないよと。言えることを回答する、これは当たり前の話やけども、それも全て委員会で決めるということやね。回答を求めている、回答くださいというあれがあった場合のことを僕は言ってたけど。</p>
藤川議長	<p>それも対応については委員会で協議を願うという、協議するという。</p>
山田議員	<p>いいですけど、そこら辺がちょっと引っかかるなと思った。</p>
藤川議長	<p>では採決を行いたいと思います。まず原案のとおり「必要に応じて」提出者に回答を送付するとともに市議会ホームページで公表するという、原案のとおりとすることに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
藤川議長	<p>それではもう一つの案、必要に応じての位置を市議会ホームページ等の前に移して、提出者に回答を送付するとともに、必要に応じて市議会ホームページ等で公表するものとするという案に賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手少数)</p>
藤川議長	<p>採決の結果、原案のとおり賛成する方が挙手多数でありましたので原案のとおりとすることに決しました。</p> <p>次に、豊島議員からご提案があった質問を公表するか否か。質問を公表する場合は当然、公表してよろしいでしょうかということはどこかに書いてあるんですね。公表いただく場合がありますって書いてあるんですね。了承を得て、回答公表の対応も広報広聴委員会の対応になるかなと思うんですが。豊島議員、そこは広報広聴委員会の対応ということで、よろしいでしょうか。内容によってということがもちろんあると思いますので。先ほどのロシアの話とか全く関係ない話を公表するわけにいかないですし。</p> <p>(豊島議員、同意)</p>
藤川議長	<p>では公表以下については広報広聴委員会で対応を検討するという形で運用していけたらと思います。</p>

	<p>最後に南谷清司議員からご提案の回答責任者の明示、誰が回答するに当たっての責任者とするのか、この要綱の中に記載、明記しておくべきではないかということでございます。これについてご意見等ございますか。</p>
山田議員	<p>とりあえず議長名でしょ。</p> <p>(「誰々議員とか」と呼ぶものあり)</p>
藤川議長	<p>想定としてはそれもありうるかもしれませんが。議員を名指しして、誰々議員さんの見解を問うとかっていう場合。</p> <p>(「そういうものは相手にしない」と呼ぶものあり)</p>
藤川議長	<p>それは議会対応ではないということで、あくまで議会として回答できるものを議会として回答するということですね。</p> <p>(「全体でしょう」と呼ぶものあり)</p>
藤川議長	<p>全体的なことですね、そうですね。</p> <p>第8条に「議長は」と書いてあるので、議長が回答するというふうに読み取れますけれども。南谷清司議員よろしいでしょうか、何か追記したほうがいいのか。</p>
南谷清司議員	<p>いいんですが、要するに「広報広聴委員会で対応協議し議長へ報告」なんですよね。その報告を受けて、議長が考えて、議長が判断して、議長が回答するという。そういうことならそれでいいんですけれど、ですから議長は報告を受けて、議長は議長の判断をそこで加えると、ということですよ。</p> <p>(「広報広聴委員会には議長も出とるもんで、その経緯は分かる」と呼ぶものあり)</p>
藤川議長	<p>報告を受けて、それで議長はどのように回答するか議長が対応すると。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤川議長	<p>では第8条により回答は議長が行うものという認識でご了解を願います。その他ご意見等ございますか。</p>

	(意見なし)
藤川議長	それでは以上で全員協議会を・・・近藤議員。
近藤議員	全く別件で皆さん呼ぶときではないですけども、個人的な意見も含めて、まず特別委員会・・・終わりましたよね全部。終わりましたよね、まだ次あるの。
豊島議員	先ほどの関連ですが、広報広聴委員会で申し合わせ事項についての説明とか。
藤川議長	広報広聴委員会の申し合わせ事項について、ご意見あったら。
豊島議員	今日初めて拝見して、この申し合わせ事項全体については何も。委員長のほうでまとめられたんですが、1点校正について。事務局が補佐し、そして校正、つまり広報紙の校正は広報広聴委員会が議長の承認を得て、そこはそれでいいんですが、その間の一つ。校正をした中において、軽い校正も含めて、提出した議員にはどう修正したとか校正したとかの返しはどこでされているのか、ちょっと読み取れななんでもんですから教えていただきたいと思います。
藤川議長	議員から提出された原稿に修正箇所があった場合の議員への伝達はどのようになされているかと。多分現行どおりとなると思いますけど、事務局から連絡はしていただいているのか、局長お願いします。
議会事務局長	そこは現状どおり事務局から連絡を入れさせていただきます。
野口議員	これは栗津議員の去年のあれでやったんですよ。ルールは細かく作るという話で、広報広聴委員会で協議をさせていただいたんですけど、基本こうしなあかんよという話になったら、事務局からこういう修正がありましたよということで、当の本人に報告というか説明をさせていただく感じになっておるといふ。現状それでいきますし、今の現状のまま。
藤川議長	豊島議員が心配されてるのは、議員に連絡がないんじゃないかということをお心配されているわけですか。

<p>豊島議員</p>	<p>今、野口委員長言われたとおり、現状のとおりと。最後のところに「議会の広報紙は校正終了後、議長の承認を得て発行する」当然議長が出すんですが、広報広聴委員会が校正終了して議長に報告した、その間が現状どおりだと、当該議員に報告があるんですけど、これだと校正終了後は何でも議長の承認を得て、行くということを懸念しただけです。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>この文から読み取れますのは、校正が終了後、議長に承認を得ると。豊島議員がおっしゃってみえるのは校正作業中の話じゃないかなと思うんですけども。校正作業の内の手続き、どのように直すのかを委員会で協議して、それを議員に連絡するというのは、校正作業中の手続きになるんじゃないかと思うんです。</p>
<p>野口議員</p>	<p>そこまで明文化しなきゃいけないの。当たり前の手続きだと思うんですけど。一応、一般質問をした議員から原稿を事務局に提出してもらって、それを事務局でレイアウトにはめ込むわけでしょう。それを見て、内容も含めて、これちょっと違うんじゃないのとなったときは普通、その議員さんにはこうなんじゃないのっていう連絡は行きますよね。それを明文化する必要あるのかなという感じはあるんですが。手続き上の問題ね。勝手にできないでしょ。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>校正作業にも当然締め切りというものがあまして、いつまでに原稿を印刷できる状態にしなきゃいけないという締め切りがありますので、それまでには必ず校正作業を終了しなきゃいけないということがありますので、締め切りに間に合わないことがないような、そんなような運用の仕方になってくるんじゃないかなと思いますけれども。</p> <p>どこかで作業終了しなきゃいけないということで、校正終了後に議長の承認を得て発行するということになりまますので、あくまでも校正は広報広聴委員会が行うと。行う中で当然議員への連絡もあるでしょうし、校正作業をやっていたら、終了後に議長の承認を得て発行するという流れになるということで、このようなルールになっているというふうに理解いただければと思います。豊島議員よろしいですか。</p> <p>(豊島議員、同意)</p>

藤川議長	<p>ではこの広報広聴委員会に関する申し出事項について他にご意見ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
藤川議長	<p>ないようでしたら、その他で近藤議員。</p>
近藤議員	<p>おそらく5月10日の臨時会で順調に、議長さん目の前にしたセリフか分かりませんが、交代されると思うんですが、この1年間振り返って、まずごみ処理施設建設特別委員会、あのときも私意見を言いましたけども、特別委員会があるのに全く機能しなかったということは大変残念であります。</p> <p>それから例えばもう一つ、1月1日に災害が発生して、報告が1ヶ月半遅れであったということです。これもやはり早急に議長が招集して、執行部から報告を求めるべきだったと思います。</p> <p>それからこれはいろんなご意見があろうかと思いますが、京都大学から談合の関係で文書が来ましたが、やはり議会としてしっかりと、あるなしじゃなくてこういうご意見があった場合、議会としてしっかりと対応していただきたかったということをお願いいたします。</p> <p>それから最後に、これだけ回答もりたいんですが、人事異動で監査委員事務局と議会事務局を兼ねていると、局長が。これ私個人的には大変問題があると思いましたが、そのときに議長が了解しとるということで質問はやめました。これ議長1人の判断なのか、それとも副議長も了解しているのか、それとも他の議員が了解しているのか、その辺だけ回答をお願いします。</p>
藤川議長	<p>事務局長の人事についてのご質問がありましたけど、事務局長の人事権は議長にございます。以上です。もう少し言いますが、議長が持っていますので議長以外の方がとやかく言うことではありません。</p>
近藤議員	<p>そこまで言われるなら、一応議会も監査受けとるんですよ、ルールの的にはご存知のとおり。だから、そういった場合に議会事務局長と監査、要は調べる側と調べてもらう側が一緒の方っていうのは本来おかしいですよこれは。そう思いませんか議長。</p>
藤川議長	<p>議長が有する人事権のもとで対応させていただいてお</p>

近藤議員	<p>ります。</p> <p>私からも。その考え方は間違っていますので、ぜひ、人事はもう既にかけていますので、次年度はそういったことがないように、議会全体として、藤川議長の対応は間違っていますので、今後そういったことのないように執行部へ話を持っていてもらいたいと思います。</p>
藤川議長	<p>間違っているとおっしゃいますけど・・・</p> <p>(「答弁はいりません」と呼ぶものあり)</p>
藤川議長	<p>答弁ではなく私からの意見でありますけど、間違っているという根拠を示していただきたいですし、まず他の市議会でも議会事務局長と監査委員事務局長を兼任しておるところがございます。現に事例があるにもかかわらず間違っているという指摘、この点についての根拠をはっきりと示した上で、ご自身の意見を述べていただきたいと私から申し上げます。</p>
近藤議員	<p>何回でも言いますが、監査を受ける方と監査する方が同一人物ではいかんということですよ。よそはよそですよ。羽島はそういうふうにやっていただきたいということです。</p>
藤川議長	<p>そういうふうにやっていただきたいというのは近藤議員のあくまで意見であって、先ほどの間違っているという近藤議員の意見に対して、他にもそういう事例があるんですけれども。よそはよそっていうのは、よそはよそでいいということですか。結局個人的な意見ということでそういうふうにおっしゃりますけど、間違っているというふうに近藤議員は認識されておるとい、ただそれだけの意見というふうにしかな受け止められません、意見を言う際、人に対して批判する際はちゃんと論拠を示した上で、ご指摘を願います。</p>
安井議員	<p>先ほどの近藤議員さんのお話の中で事務局と監査委員が一緒になるといのは心配だっというところ、何が心配なのかなというところを教えてください。</p>
近藤議員	<p>監査する側と監査される側なんです、役割が。だから同一人物はいかんということです。それだけのことです。</p>

川柳議員	<p>明日、竹鼻まつりがございまして、めちゃくちゃ忙しいんです私は。今日招集されたこともちよっと腹立っているんですけど、ぜひ 70 周年を記念して、一生懸命竹鼻町民が頑張っていますので、よろしくお願いします。</p>
藤川議長	<p>全員協議会は議会として、議員の皆様、ぜひ出席を願えたらと思います。それでは以上をもちまして全員協議会を終了いたします。ご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会 = 午前 11 時 42 分】</p>